

## 精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和4年8月31日午後2時00分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	3番 松尾 清敏
4番 森本 豊	5番 藤村 絹子
7番 草嶋 邦子	8番 山本 千恵子
9番 井上 和也	10番 田中 安弘
11番 森島 隆詞	15番 山本 功
16番 杉嶋 秀美	17番 新司 吉行
18番 岩井 三郎	19番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局	森山 賢一
	山口 健司
	植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
報告第1号	2アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書の届出について
報告第2号	田から畑への変更計画届について

8、署名委員

10番 田中 安弘	11番 森島 隆詞
-----------	-----------

9、閉会の日時 令和4年8月31日午後3時10分

## 審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年第9回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は、5名中5名の方に出席いただいております。

さて、委員の皆様には、残暑の中での農作業でお疲れもあることと存じますが、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

当委員会といたしましては、第7波として感染者も増えておりますので、引き続き感染予防対策を強化する中で、今回の総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしく願いいたします。

本日の署名委員は、10番田中安弘委員、11番森島隆詞委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。  
事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 1ページをお開きください。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1番でございます。

### 【 提案説明 】

場所については2ページの左下をご覧ください。

谷集会所のそばになります。

本件については、譲渡人が高齢のため耕作規模縮小に伴う所有権の有償移転です。

譲受人の法人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

また、当該地につきましては、譲渡人から後で出てきます報告第2号の1番、田から畑への変更計画届が先に提出されておりますので申し添えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長 この件については、地区担当委員の田中委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田中 10番、田中です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、8月26日に井澤委員と山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは議案第1号について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議長 それでは、許可に賛成の方の挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、  
を議題とします。  
事務局より議案の1番について、提案及び説明を願います。

事務局 3ページをお開きください。  
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、  
でございます。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については2ページをお開きください。

谷集会所の前になります。

本件につきましては、市街化調整区域において、分家住宅を建築されるものです。

分家住宅とは、市街化調整区域に関する都市計画の決定前から分離前の世帯やその直系の親族が引き続き生活の本拠を構えている本家から、世帯が分かれて必要とする住宅について、市街化調整区域内に建築することが容認されています。

立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしていると考えられます。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長 この件については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井 澤 1 番、井澤です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、8月26日、田中委員と山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

現地は事務局からの説明どおり、市街化調整区域において、管理保全された農地に新たに分家住宅を建築されるもので、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号の1番については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 続きまして、事務局より議案の2番について、提案及び説明を願います。

事務局 3ページにお戻りいただき2番でございます。

【 提案説明 】

場所については4ページをお開きください。

府道八幡木津線沿いの場所になります。

農地の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長 この件については、地区担当委員の田中推進委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 14番の田中です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、8月25日、岩井副会長と山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

現地は事務局からの説明どおり、当該地西側にある宅地への通路として整備されるものであり、排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号の2番については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 続きまして、事務局より議案の3番について、提案及び説明を願います。

事務局 3ページお戻りいただき3番でございます。

【 提案説明 】

場所については5ページの地図のとおりです。

国道163号線から桜が丘一丁目集会所の横に上る道があり、その中腹の場所になります。

本件の立地基準につきましては、農用地域内にある農地以外の農地であって、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしていると考えられます。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相

当と考えておりますので、よろしく申し上げます。

また、当該地につきましては、譲渡人から後に出てきます報告第1号の1番の2アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書が先に届出されておりますので申し添えます。

以上です。

議 長 この件については、地区担当委員の山本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

山 本 8番、山本です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、8月25日、山本功委員と山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

現地は事務局からの説明どおり、資材置場として転用されますが、排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号の3番については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題とします。  
事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 6ページをお開きください。

議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、でございます。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については7ページの地図のとおりです。

農免道路北端と中久保田へ抜ける道との交差点の北側になります。

相続税の納税猶予とは、農地等を相続した際に課税されるべき納税額を一定の要件のもとに猶予されるもので、特例を受けるための相続人の人的要件である、引き続き農業経営を行うことを証明するものが適格者証明になります。

当該地は適正に耕作されており、当該相続人については、引き続き農業経営を行うことに問題ないと思われます。

以上です。

議 長 この件については、地区担当委員の新司委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

新 司 17番、新司です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、8月25日、野秋推進委員と山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として十分に管理及び耕作されている状況でありました。

今後も営農継続が見込まれますので、地元農業委員としては何ら問題ないものと考えますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、適格者として証明して問題なしと思われる方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号については、適格者として証明することに決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、2アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書の届出について、を報告します。

事務局より報告願います。

事務局 8ページをお開きください。それでは報告第1号、2アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書の届出について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については9ページの地図のとおりです。

議案第2号の3番と同じ場所の一部について、先に農業用倉庫が設置されておりましたが届出がされていなかったため、今回第5条に基づく資材置場に転用に当たり、届出をされたものです。

以上です。

議 長 何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、田から畑への変更計画届についてを事務局より報告願います。

事務局 10ページをお開きください。

それでは報告第2号、田から畑への変更計画届について、でございます。

1番でございます。

【 内容報告 】

続いて、2番でございます。

【 内容報告 】

場所については、1番、2番ともお戻りいただきまして2ページの地図のとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長 本件について、+何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

#### < その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

次回の総会を10月5日水曜日、午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を10月5日水曜日、午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後3時10分